

## ○大田区難病対策地域協議会設置要綱

平成29年 7月13日

29健づ発第10481号

改正 平成29年10月24日29健づ発第10802号

令和 3年10月25日 3健づ発第11235号

## (設置)

第1条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第32条第1項の規定に基づき、大田区難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた難病の患者への支援体制の現状把握及び整備に関すること。
- (2) 地域における関係機関等との連携に関すること。
- (3) 国及び東京都の難病対策との連携に関すること。
- (4) その他難病対策について必要な事項。

## (構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員は、区長が委嘱し、又は任命する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、大田区保健所長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (報償)

第7条 委員（区職員を除く。）に対する報償費は、別に定める。

## (会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開とする。ただし、委員の過半数の同意により、非公開とすることができる。

## (庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康政策部健康づくり課において処理する。

## (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成29年10月24日29健づ発第10802号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（令和 3年10月25日 3健づ発第11235号）

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第3条関係）

団体等	役職等	人数
学識経験者	難病に関する専門の医師	2人
医療関係機関・団体	地区医師会が推薦する者	2人
	地区歯科医師会が推薦する者	1人
	地区薬剤師会が推薦する者	1人
	訪問看護ステーション連絡協議会が推薦する者	1人
	居宅介護支援事業所が推薦する者	1人
難病相談・支援センター	東京都難病相談・支援センターが推薦する者	1人
患者・家族会	所属する者	1人
大田区	福祉部長	1人
	福祉部福祉管理課長	1人
	福祉部障害福祉課長	1人
	福祉部地域福祉課長	1人
	障がい者総合サポートセンター次長	1人
	保健所長	1人
	健康政策部長	1人
	健康政策部健康医療政策課長	1人
	健康政策部副参事（保健医療担当）	1人
	健康政策部地域健康課長	1人